

## あきらめないで！



## ちょっと待って！

エステティックの契約は、契約期間内であれば理由を問わず、所定の費用を支払うことで中途解約ができ、清算して支払い過ぎの金額がある場合は、返金してもらうことができます。

くわしくは  国民生活センターHP

[http://www.kokusen.go.jp/t\\_box/data/t\\_box-faq\\_qa2018\\_05.html](http://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2018_05.html)